

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

きょうは二法案の審議でございますが、その前に、実は私の出身であります北海道において大変大きな出来事が先週発生しているわけでありまして、御存じのように、拓殖銀行が事実上倒産をするということで地元の経済界あるいは社会全体に甚大な影響を与えているわけでありまして、この点を中心にきょうは御質問させていただきながら、最後にこの二法案に触れてみたいと思います。

最初に、拓銀が破綻をした、破綻というふうに言っているんでしょうか、破綻をしたときに北海道拓殖銀行から「当行の業務を北洋銀行など他の金融機関に承継願うことについて」という談話がございます。その中で、どうしてこのような事態になったのかということについて、「最近の当行に対する信用不安から来る格付の低下や株価の低迷に加えて、金融機関等の経営破綻の影響を受けて、短期金融市場からの資金調達が急速に困難となり、資金繰りが行き詰まる事態に立ち至りました。」、これがいわゆる公的に拓銀の側から発せられたことなのであります。

私は、この十一月十日の財政構造改革法案のときに質問をいたしました。このような事態は金融恐慌再来かというふうな雑誌などの表現もあるぞということと関連させて私が質問した答えとして、三塚大蔵大臣の方から、不良債権の解消は全体としてうまくいっておる、そして御指摘のような事態が起きるとは思っておらない、ファンダメンタルズ、経済の基礎的条件はきちりしており決して悪くない、こういうふうに言い切られたわけでありす。

私は、このような事態を見ると、どうもクレジットクラッチという状況から信用収縮、難しい言葉で言いますとクレジットコントラクションですか、信用収縮というところまできているのではないかと。

その意味で、私が十一月十日に質問をしたときの状況認識と、そして昨日、日銀総裁と共同で記者会見をされて国民に向かってアピールを出しておられますが、大臣、そのときの認識とでは差があるのでしょうか、それとも差はないのでありましようか。

政府委員（山口公生君） 今回の拓殖銀行の資金繰りに行き詰まったことによる破綻でございますけれども、実はコール市場で三千億程度の資金をオーバーナイトで取っておったという状況でございました。それも最初は無担での取り入れが可能だったわけですが、それが有担での取り入れしかできない、それもだんだん細ってきたということであったんですが、三洋証券の処理に伴うコール市場での一部デフォルトが生じております。そういうこともありまして、市場が非常に警戒的になったということがその後の大きな変化、それがやはり金融市場にとってみますと、インターバンクの取引というのはある意味では金融機関にとって血流みたいなものでございますから、非常に

それが早く影響としてあらわれたという、ある意味ではインターバンク市場の状況の変化というものの影響があったのではないかと思うわけでございます。

ただ、ここで一つつけ加えさせていただきたいのは、しばしば大臣のお言葉でも申し上げますように、インターバンクはきちり守られておりますのでその辺をしっかりと受けとめて安心してやっていただきたいということと呼びかけているわけでございます。

峰崎直樹君 私、事前に大臣に直接こういうことを質問するということを言っていなかったからかもしれませんが、十一月十日の時点では拓銀もまだ事実上倒産しておりません。その段階において質問したときの認識と、昨日、今、山日銀行局長がおっしゃいましたけれども、インターバンク市場においてもこれは風評に流されないでとにかく守るからと、こういうことをおっしゃっているわけですが、ある意味では事実認識として今の状況はクレジットコントラクション、信用収縮が起き始めているという危険性がないのかどうかという点について大臣にお聞きしたんですが、大臣、この点はいかがなんでしょうか。

国務大臣（三塚博君） 今、銀行局長からその後の状況、さまざまな要素の展開を説明させたところであります。

システムの安定維持というのが私に与えられました最大の責任であります。同時に、預金者保護等、投資家も含め保険契約者も含め、それが完全に守られてまいりますと、こういうことで申し上げてまいったところでございます。

その認識はそういうことの中で、しかし主務大臣はいかなる事態にも的確に対応し、万全を期するという職務がございます。この職務の遂行をやらさせていただいたということございまして、不良債権の問題も出ましたけれども、これは強く大蔵省として解消に向けての努力を進めるようにと、こう申し上げてきておるところでありますし、早期是正措置、四月一日からスタートを切るわけでございますから、そういうことで健全化に向けて各行リストラを敢行しながら健全経営に向けての努力が行われておるところでございます。

峰崎直樹君 その点をもっといろいろ議論してみたいことはあるのですが、実は昨日、九時三十分にNHKでちょうど拓銀がなぜつぶれたかというのをやっておりました。私、それを見ておりました。

その中で、やっぱり拓殖銀行の側にも一定のある意味では甘えがあったのではないかと、こう言うんですね。それは何かというと、大手二十行は一行たりともつぶさないと、私これを大蔵省の方に確かめてみたいんですが、大蔵省の方でこの大手二十行は一行たりともつぶさないと、言質を一度でも出したことがあるのかどうか。もしそうでないとしたら、その拓銀の側は、きょうは別に拓銀を聞いているわけではありませんが、どうもそういう甘えがあったのではないかと、ということを各界、北海道の識者も指摘をしておりますが、そ

ういった点、今ちょうど大蔵省の検査も入っておるようですが、これらの点については銀行局としてはどのように思っておられるのか。

そして、大蔵大臣として、そういう大手二十行は一行たりともつぶさないというようなことが大蔵省のこれまでのある意味では護送船団行政と言われているものの延長線上にもしあったとすれば、これが事実上倒産をしていくということに対する責任という問題は一体どのように考えておられるのか、この点をお伺いしたいんです。

政府委員（山口公生君） 二十行についていろいろな御議論がございますけれども、確かに最初は、これは大和銀行事件のときだったと記憶しておりますけれども、ジャパン・プレミアム等が高騰しまして海外が非常に日本の金融システムに不安を持った時期がございました。そのときに、日本の方からきちっとしたインフォメーションを与えなければいけないということで、海外業務を主にやっているのは主要行ですと、今二十行ですが当時は二十一行だったと思います、そういうメジャーバンクスについては海外の皆さんに御心配かけるようなことはしないというような趣旨を言っておるというふうに記憶しております。

それで、その後大臣の方からも、日債銀のときだったと思うんですけれども、きちんと自助努力をしてしっかりした再建をやっているところについては全力を挙げて支援するという趣旨をおっしゃっていただいて力強くサポートしていただいておりました。

そういうことで、二十行という銀行そのもののネームを云々という趣旨では言ってはいないんじゃないかというふうに思っておりますが、いずれにせよ大事なことは、二十行が海外でも国内でも大変大きな存在でございますので、その果たしている金融機能をいかに守れるか、海外の例も御説明しましたけれども、取引関係が毀損されることがないようにするということは非常に大切な点ではないかと思うわけであります。

したがって、今回の拓銀というものが消滅してしまうことになるわけでございますが、その機能というものは、国際的なものと国内的なものに分けますと、四月の時点で国際的なオペレーションは撤退をしております。したがって、国内的な活動をやっておるということでございます。そうすると、国内的な存在としては北海道経済における拓銀の存在というのが大変大きなわけでございます。その金融機能が非常に地域経済にとって重要だとなるわけでございます。

今回、御承知のように、北洋銀行を受け皿にさせていただきまして、そこでその機能を引き継ぐ、それでほかの銀行も協力するというところで健全な取引先に迷惑をかけないようなできるだけだけの措置をしたということで、二十行の一角でありました拓銀の果たしている機能そのものについては極力引き継ぎができるようにしたと、こういう趣旨でございます。

国務大臣（三塚博君） 今、局長からそれぞれの視点からお話ございました。

大蔵省としては、国際的に活発に活動しておる銀行については、その破綻により国内の

みならず国際的にも大きな問題が生ずる懸念がありますことから、その金融機能が損なわれ、内外の金融システムに大きな動揺が生ずることのありませんように対処する旨述べたところでございます。

拓銀は、ただいまもお話しのよう、海外営業拠点を廃止するなど既に海外業務から撤退をしておりますことは御承知のとおり。もはや国際的に活動をしている銀行ではありませんが、我が国、とりわけ北海道において重要な金融機能を果たしてきておりますことも事実でございます。こうした状況を踏まえながら、受け皿銀行を確保し、引き続き預金者や健全な融資先の取引に支障が生じませんよう政府として最大限配慮いたしておるところでございます。こうした対応について拓銀が果たしてきました金融機能は今後も維持され、金融システムの安定性は十分確保されていくと考えておるところであります。

いずれにいたしましても、大蔵省としては我が国金融システムの内外の信頼を維持していくために今後とも適切に対処をしまいるということでありませう。

峰崎直樹君 戦後の大蔵行政全体に絡む大きい問題だろうと思いますが、今お聞きしている限り、その点の責任を余り痛感しておられないようなので本当に残念だなと思いますが、時間がありませんので先に進みます。

拓銀に関しては、日銀法の二十五条でしたか二十六条でしたか、それによってこれまでどおり業務をやっていいということでございました。

そこで、実は貿易業務をやっているような企業が従来は信用状、LCを拓銀を通じて出していた、あるいは為替予約などもそこでやっておったと。ところが、通常どおりやっていいよという、預金者はもちろん今保護されておると思いますが、そういう業務をやっている貿易業者なんかは実は拓銀を通じてそういうものをやっていたのが、LCを出しても相手側が拓銀が出したLCじゃもう認めてくれないと、こういうことが実はもう既に起きてきているわけですね。ですから、現実にはそういうことに対して一体どうしたらいいんだらうかという、そういう問い合わせも私たちに来ているんです。

もちろん、貸し渋りだとかこれからも恐らく年末に向けて出てくるんだらうと思いますが、特にそういう問題について、今拓銀に検査が入っていると思うんですけども、この拓銀に対する大蔵省の検査はいつまでかかるんでしょうか。それから、北洋銀行に営業譲渡をするのは大体いつごろをめどにされているんでしょうか。それから、今もお話ししたようないわゆるLCを出すような業務はどういう形で大蔵省はいわゆる迷惑をかけませんよということに対する対応をとるべきだというふうに考えているのか、この三点をお聞きしたいと思います。

政府委員（原口恒和君） まず最初に、拓殖銀行に対する検査についてのお尋ねでございますが、拓殖銀行については去る十月十四日に検査に着手しておりまして、現在鋭意検査を続行しております。終了する時期を含めまして個別金融機関の検査に関する事柄の詳

細については従来よりお答えを差し控えさせていただいているところでございますが、一般論として申し上げますと、この程度の規模の銀行であると大体二カ月程度を要しているということでございますが、ケース・バイ・ケースということもございまして、今の時点では鋭意検査を行っているということでございます。

政府委員（山口公生君） お尋ねの二点目と三点目にお答え申し上げます。

二点目は、北洋銀行に対する営業譲渡がいつごろ完了するのかというお尋ねでございますが、営業譲渡が完了するまでには、例えば人員の引き取りとかあるいは店舗網の統廃合とかシステムの統一など検討すべき課題も多いと思いますけれども、拓銀、北洋の両行間で営業譲渡に当たっての課題を具体的に検討すべく、早速去る二十五日に引き継ぎ委員会を設置したと聞いております。今後、週一回の精力的なペースでこの検討を進め、スムーズにその処理をしたいということでございます。

いつまでに完了するかと確たることを申し上げられる状況ではございませんけれども、今御報告申し上げましたように、検査をしておりますが、その資産内容が把握されますとその前提となる財務計数が明らかになるわけでございます。それで、日銀を初めとする関係機関と協議しながら、受け皿銀行にその機能がスムーズに引き継がれるように私どももいろいろ支援をしていきたいと思っております。

それから第三点目のお尋ねは、ＬＣの例をお出しになって業務のことをお尋ねになりました。業務につきましては、今回受け皿銀行が見つかったということ、それから日銀の方で二十五条の特融を出していただいたということで窓口をあけたまま処理ができることになりました。したがって、お客様としてはいつものとおりの取引ができるわけですが、一方で業務改善命令を出しました。これはなぜかといいますと、北海道拓殖銀行の処理に当たっては、やはり預金保険機構の発動等があるわけでございますので、資産をどんどん劣化させるようなことがあってはならないということでございます。したがって、健全な取引先への取引は当然続けることは可能でございますけれども、もうとても回収できないようなところに追い貸しをするようなことをしちやいけないということであります。

その関係からいいますと、先ほど申されたＬＣのような処置としては、拓銀の方に信用力さえあればそれは可能なわけでございますけれども、先生御指摘のように、拓銀自体が信用力がなくなったとなれば、これは幾らやれるという業務であっても実際発行できないということになるわけでございます。そうした場合、このＬＣのケースにおきましても利用者の方々に対しては御迷惑をなるべくかけないように、北洋銀行等での信用状発行をお勧めしたり、信用状に他銀行の保証を付与して信用力の向上を図るといった対応をして、できるだけその利用客の不便にならないように配慮をして努力をしているというふう聞いておるところでございます。

峰崎直樹君 もっともっと聞かなきゃいけない点があるんですが、実はもっと大きい問

題の方に移っていきたいと思うんです。

こういう形で巨大な銀行が倒産をするということで、またきのうもある銀行が倒産をしているわけでありましてけれども、心配になってくるのは二つあるわけです。

一つは、預金保険機構がこれによって一体どうなっていくのかなど。預金保険機構は財務状況は今どのようなになっているのか。しかも、これは毎年毎年たしか預金残高の〇・〇八四%ですか、それで積み上がっていくことになってはおるんですが、このいわゆる展望というのは一体あるのだろうか。この点は今後の破綻、今後のというか今破綻をしている拓銀、これも計数がまだ整理されていないでしょうけれども、この点一体どういう展望を持っておられるのか、これは預金保険機構の財務状況についてまずお聞きしたい。

時間がなくなったらいけないので、実は日銀にきょう来ていただいているんですが、日銀は特融を出していますね。

特融はどのくらいあるのかなということできのうも資料を開示して、新聞には諸説あるんですが、相次ぐ特融で、きょうの毎日新聞によれば三兆八千億円特融やっていると、別の新聞を見ると三兆四千億だと言っている。現時点で特融は一体どのくらい出しているのだろうか。そして、この特融はあの昭和四十年の山一証券、折しもそうだったでしょうか、無担保、無制限といったようなそういうものではないはずなんですね、融資ですから。そういうものの担保の問題についてちゃんととれているのかどうか、このあたりが今一番みんな心配をしている点だろうと思います。

まず最初に、いわゆる預金保険機構の財務状況、それから今後これは本当に大丈夫なのかということ、それから、もしそこが不足した場合には、これは今ちまたで言われているいわゆるまたさらに保険料を上げる対応をするのか、それともこれは税金を投入するというような形になるのか、そのあたり率直に今の現状と今後の展望をお聞かせ願いたいと思います。

政府委員（山口公生君） いろいろな破綻が生じておりまして、最終的にはそのロス埋めとしての役割が預金保険機構の役割になるわけですが、現時点での状況を申し上げますと、金融三法でお認めいただきました特例期間に二・七兆円の財源が確保できる見込みでございます。そのうち一・四兆円を贈与しております。使っております。それは非常に大きい木津信組、これが一兆円程度ありました。そういったものを含めて一・四兆円。そうすると、残りは単純に言いますと一・三兆円あると。あると言いましょか、入ってくると言った方が正確かもしれません。五年間でございます。

それが間に合うかどうかの判断でございますが、非常に大きな銀行である拓銀の破綻が生じた結果足りないのではないかという議論が起こっておりますけれども、ただ、ロス埋めとしての役割の預金保険は大きさそのものには関係ございません。つまり、どの程度の債務超過になってしまうのか、どの程度のロスかということでございます。したがって、ロスがほとんど出ない、資本金で埋めてしまえるようなロスであれば預金保険の

負担はなく、むしろ不良債権の買い取りだけで済む、それも時価での買い取りでございますから少なくとも一時的な口スはないという状況であります。したがって、楽観的に申し上げるべきではないと思えますけれども、大きい銀行だからたくさんロスが出るというものではありません。したがって、それは今後の検査を見て確定していくものでございます。

ただ、今後どれくらいの破綻というものが将来予測されるのかということとの兼ね合いで預保の財源問題というのが決まってくるわけでございますが、五年間の措置をお認めいただいて今ちょうど一年半ぐらいたった状況でございます。それで、法律の規定では十年度の末に足りないような状況が現出した場合には保険料の改定等をやると、これは政令にしておりますが、なっております、「十年度末までに」と、こう書いてありますが、そこで財源問題も議論をするということになっておる次第でございます。

参考人（福井俊彦君） 特融に関してお答えを申し上げます。

現在、日本銀行が実行しております日銀法二十五条に基づく特融の残高でございますが、実は十月末では三千七百二十五億円でございました。当月になりましてから、御指摘のとおり、北海道拓殖銀行のケース、それから山一証券のケースが出てまいりまして急増いたしております。けさの時点で三兆六千億円というふうに急増いたしております。

こういう姿は、例えば日本銀行の貸借対照表等をごらんになられますと、日本銀行のバランスシートが正常でない姿に一時的に急激に変わっているということでございます。これは最終的にはまた日本銀行のバランスシートを正常な姿に戻さなければいけない。そのためには、御指摘のとおり、特融というものが最終的な回収可能性ということをしかりにらんでいるかどうかということでございます。

当然、私どもはそこをしかり押さえながら特融を実行いたしております、金融機関の破綻に関する特融につきましては当該金融機関の最終的な破綻処理、つまり預金保険機構の発動を伴う最終的な処理が行われます段階で日本銀行が全額回収するという仕組みになっておりまして、現にこれまでも、例えばコスモ信用組合その他のケースがございますが、最終時点でいずれも全額回収をいたしております。

それから、山一証券の場合について申し上げますと、これは山一証券が廃業いたすわけでございます、最終的に廃業して山一証券のブックを閉じるまでの間に顧客資産を返還する、あるいは既往の取引を最終的に決済し終える、その間のプロセスを円滑に進めるためのつなぎ資金でございます。したがって、山一証券のブックがクローズされるときには最終的には全部返る、こういう見込みのもとにファイナンスを行っているという性格のものでございます。

峰崎直樹君 もうほとんど時間がなくなってきました。

質問通告しておりませんが、アジアの最近の金融不安と申しますか、大変深刻だと言われております。日本の銀行がアジアに貸し付けている融資残高は約三十兆円という

ふうにも予測をされているんですが、銀行局長、そういった点はどのようにつかんでおられますか。

これが今、実は大変バブルにまみれて事実上不良債権になっているんじゃないかというふうにも予測をされているんですが、銀行局長、そういった点はどのようにつかんでおられますか。

政府委員（山口公生君） 手元に計数がございませんので正確な形での御報告は申し上げられないのは残念でございますが、日本の銀行がアジアの諸国にいろいろな融資等を行っております。それにつきましての残高ベースの比率は、間違っていたら恐縮ですが、主要三カ国で三%強ぐらいのウエートでございました。

それで、為替レートの関係、つまり為替リスクの観点からいいますと、日本の銀行はほとんどそれをスクエアにしておりますから為替差損という意味は余りないのではないかと。

それから、貸し付けの方でございますが、主として貸しておりますのは日本から出ている企業へ貸しています。つまり、本邦系の企業でございます。だから、本邦系の企業が痛手を受ければそれはもちろん影響はあります。しかし、現地の企業への貸し付けよりはそれが多いということです。

それから、非常に問題になりました現地のノンバンク等への貸し付けは比較的少なかったという気がいたしております。だから、私は影響がないと申し上げるつもりはありません。しかし、アジアの現象がもろに日本の金融機関の不良債権をまた一段と倍加させるような議論が時々ありますけれども、そのウエート及びリスクのとり方、相手先等から見まして、十分な注視は必要でございますけれども、過大に心配する必要はないのではないかと考えております。

先ほどの数字が出ました。東南アジアでは三%、アジア三カ国で二%でございます。それぐらいの貸し出しになっております。

峰崎直樹君 比率ではよくわからぬです。金額でどのぐらいかと。

それと、きょうの新聞なんかを見ると香港の地価の水準が相当下落しているとか出ていますから、どうも日本で起こったことが何年かおくれでアジアで今起きてきているんじゃないかなという懸念を非常に持っています。この点はまだ私も十分つかんでおりません。

そんなことで、決して暗い話ばかり連続してまたダメージを与えようということじゃないんですが、ぜひこれはディスクロージャーを、やはり我々よくわからないものというのは正しくディスクローズされていないからわかってこないという側面が私は非常に強いんだらうと思うんですね。

そこで、よく問題になるのは、日本のいわゆるディスクローズするときの基準とアメリカのSECでやっている基準と二つあって、SECの方がはるかに厳しいと。ですから、銀行が倒産をして、ふたをあけてみたら今までの公表の不良債権の倍あったとか、いやい

や中には十倍あったというようなことがありますね。その意味で、アメリカの基準がいいかどうかは別にして、このダブルスタンダードはより厳しい方向で早く公開基準といえますか、それを定めていく必要があるのではないかなと。

それと同時に、いわゆる破綻が非常に激しくなって進んでまいると、私はやはりどうもペイオフをしないというのが、二〇〇一年まではしないというのが閣議決定ですが、ある意味では公開を、ディスクロージャーを早めたりいろんなことをしながら、むしろペイオフをしないということが何だかぐずぐずしている大きな原因になってやしないかなというふうに思うんです。

この点、最後に大蔵大臣にそういう意味での今後の決意なども含めてお聞きして、何点が法律に関係するものは持っていったんですが、あっという間に時間が過ぎてしまいましたので薄井局長には大変申しわけないんですが、この辺で質問を終わらせていただきたいと思います。

国務大臣（三塚博君） ただいま前段の答弁で申し上げましたとおり、大蔵大臣としての責務は預金者保護であります。これに万全を期してまいりますことが我が国経済の生活の基盤がそこできちりと担保されることであります。

それと同時に、金融システムの問題でございまして、本件についてしっかりとこの機構が維持されますように、不安がありませんように、産業の血液が順調に滞りなく流れてまいります限りまさに盤石になりますので、その方向で全力を尽くしておると、このことだけを申し上げ、答弁にかえます。

峰崎直樹君 終わります。